

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2014年1月25日17時31分付け) 鳥インフルエンザの(AI)発生に伴う対応状況

出典URL: http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155445295§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2014&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

農林畜産食品部は昨日(1月24日)、忠清南道扶余(プヨ)郡、全羅南道海南(ヘナム)郡及び本日(1月25日)全羅北道扶安(プアン)郡、全羅南道羅州(ナジュ)市・霊岩(ヨンアム)郡からAI感染疑い事例の届出が追加でなされ、現在、これらについて精密検査中であることを明らかにした。

5件のAI感染疑い事例の届出の現況は次のとおりである。

- ① 忠清南道扶余郡鴻山面(ホンサンミョン)の種鶏場(約22,000羽規模)
- ② 全羅南道海南郡松旨面(ソンジミョン)の種あひる農場(約12,500羽規模)
- ③ 全羅北道扶安郡界火面(ケファミョン)の肉用あひる農場(約18,000羽規模)
- ④ 全羅南道羅州市細枝面(セジミョン)の種あひる農場(約10,000羽規模)
- ⑤ 全羅南道霊岩郡徳津面(トクチンミョン)の種あひる農場(約9,000羽規模)

これら5件のAI感染疑い事例の届出農場は、臨床症状、解剖検査の所見等によると高病原性AI可能性を排除することはできない状況となっている。

農林畜産食品部はこのような状況を総合し、これら5件の届出農場を対象に緊急防疫措置を実施していることを明らかにした。

届出農場に対する初動対応チームを派遣して、移動制限、消毒措置、届出地域に対する防疫対策の設定及び統制警戒所の設置等必要な防疫措置を完了した。

また、疫学調査を実施して関連農家と畜産関連施設に対して移動制限等の措置を取っており、農林畜産食品部は、野生の渡り鳥から高病原性AIが検出された場合、防疫対策の設定、移動制限等の措置を実施していると明かした。

野生の渡り鳥から高病原性AIが検出された際には、検体回収地点から半径10km以内の家きん類に対して移動制限措置を実施し、半径30kmの家きん類に対する臨床調査、近隣道路と家きん農家に対する消毒を実施する。

現在まで、野生の渡り鳥から高病原性AIの検出により家きん類に対する移動制限措置等が取られたのは3件であり、「全羅北道高敞(コチャン)郡東林(ドンリム)貯水池」、「忠清南道舒川(ソチョン)郡錦江河口」、「全羅北道群山(クンサン)市錦江河口」であることを明らかにした。

* 京畿道華城(ファソン)市始華湖(シファホ)は、現在、高病原性か否かの確認検査中となっている。

※本情報は、韓国農林畜産食品部公表情報が、1月25日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳したものです。